

知っておきたい 税金あれこれ No.1

(隔月発行)

Ohta・Hosokawa Accounting Office 太田・細川会計事務所 資産税部

新宿区左門町3番地 左門イレブンビル5階

TEL:03-3356-9616 FAX:03-3356-1100

URL <http://www.otakaikai.com>

E-mail shisanzei@cksystem.net

医療費控除～人間ドックは控除できるの？～

確定申告によって、既に支払っている税金を還付する(税金の負担を軽くする)ものとして、医療費控除があります。この医療費控除の対象になる「医療費」は、医師又は歯科医師による診察費、ベッド代等の入院費、医薬品の購入費、出産費用等がありますが、

病院への通院・往診を受けるために医師を送迎する電車、バス、(夜間や他に公共交通機関がない場合、あるいは急を要する場合の)タクシーの利用料金。

人間ドックその他の健康診断により重大な病気が発見され、その後、その診断に引き続きその病気の治療をした時の健康診断の費用。

介護保険制度により指定介護老人福祉施設において要介護者が提供を受ける施設サービス費、あるいは、介護サービス事業者から提供を受ける居宅サービス費も医療費控除の対象となりますので、申告に際して、確認されることをお勧めします。

土地を売却した場合の税金心得

土地・建物をお売りになったら、翌年には確定申告が必要となります。

儲かった金額(=売却代金-購入金額-仲介料等の経費=『譲渡所得』)の20%が税金です。うち15%を所得税として3/15までに納め、残り5%を住民税としてサラリーマンであれば給与天引きで、その他の方は年4回程度に分けて納めることとなります。買ったときの金額が分からないときは、売却金額の5%を差し引くことができます。(例えば1千万円で売ったときは50万円を差し引きます。)

自宅の売却であれば、3千万円までの所得には税金がかからずに済む制度があります。

最近では逆に不動産を売って損をする場合も多くなりました。この損は平成16年から給与などの所得と相殺できなくなってしまいました。ただし、自宅を売却して損になってしまったときは相殺できる場合がありますのでご相談ください。

贈与はキチンと行いましょう！

～贈与税の申告書は

2月1日から3月15日までに提出しましょう。～

相続税は、亡くなった時の財産の額が一定の額を超える場合に課税されます。従って、将来相続税がかかる可能性のある方は、将来の相続税を軽減するために、お子さんや、お孫さんに財産を贈与して相続財産を減らすことが有効となります。これが「相続対策といえば生前贈与!年間110万円以内の贈与であれば贈与税がかからない。」と世間一般的に非常によく知られている所以でしょう。

しかし、ここで気をつけなければならないのは「贈与の段取り」です。贈与は「あげた側ともらった側」の「あげた」「もらった」という合意があってはじめて成立します。たとえば、親が子供名義の預金に現金を振り込んで親は「あげた」と思っている、子供がそのことを知らずに「もらった」という意識がなければ、贈与とはみなされません。相続税の税務調査においても、生前贈与があった、なかったで調査官ともめることはよくあります。そのようなもめごとを避けるためにも、贈与をした事実を証明できる証拠を残しておくことが大変重要です。生前贈与をする場合には、「いつ、誰が誰に、どのような方法で何を贈与したのか」事実を証明できる贈与契約書、確定申告書、金銭の振込みの記録等をキチンと残しておきましょう。例え110万円以内の贈与であっても、贈与税の申告書は提出できます。贈与の証拠として、税額は0円でも贈与税の申告書を提出することをお勧めします。提出は2月1日から3月15日まで所轄税務署で受け付けていますのでお忘れなく。



～ひとくちメモ～

所得税の還付申告書は、平成18年2月15日(水)以前でも税務署に提出することができます。

